

監理銘柄等の呼称変更

制度調査部
横山 淳

東証上場制度総合整備プログラム

【要約】

2008年1月11日、東証は「監理銘柄等の呼称の変更について」を公表した。

この中で、2008年1月15日から「監理ポスト」「整理ポスト」という従来の名称を、「監理銘柄」「整理銘柄」に変更するとしている。

それに伴い、旧監理ポストに割当中の銘柄についても、監理銘柄(確認中)又は監理銘柄(審査中)に呼称が変更されることとなる。

2008年1月15日から「監理ポスト」「整理ポスト」は「監理銘柄」「整理銘柄」に
2008年1月11日、東証は「監理銘柄等の呼称の変更について」を公表した¹。

この中で、2008年1月15日から「監理ポスト」「整理ポスト」という従来の名称を、「監理銘柄」「整理銘柄」に変更するとしている。

名称変更自体は、2007年11月改正の有価証券上場規程の下で定められていた²(有価証券上場規程610、611条)。ただ、その実施時期については、「施行日(2007年11月1日)から6ヶ月を超えない範囲内において当取引所(東証)が定める日」から実施するものとされていたのである(有価証券上場規程付則8条2項、有価証券上場規程施行規則付則5条)。

今回、その日程が確定し、速やかに実施に移されたのである。

「監理銘柄/ポスト」「整理銘柄/ポスト」とは？

「監理銘柄」(旧「監理ポスト」)とは、上場廃止のおそれがある銘柄を投資者・市場に周知するための制度である。具体的には、上場会社やその発行する有価証券が上場廃止基準に抵触するおそれがある場合、東証は、その銘柄を「監理銘柄」に指定する(旧「監理ポスト」に割り当てる)こととなる。

更に、新制度下での「監理銘柄」への指定に当たっては、その状況に応じて「監理銘柄【審査中】」と「監理銘柄【確認中】」に区分されることとなる(有価証券上場規程施行規則605条)。

¹ 東証のウェブサイト(http://www.tse.or.jp/news/200801/080111_c.html)に掲載されている。

² 拙稿「監理銘柄・整理銘柄」(2007年11月16日付DIR制度調査部情報)参照。

「監理銘柄【審査中】」とは、例えば、有価証券報告書等の虚偽記載のように、上場廃止の判断について、形式的な要件（虚偽記載）だけではなく、「その影響が重大であるか？」といった東証による実質的な審査が必要とされるケースが対象となる。

「監理銘柄【確認中】」は、例えば、流動性基準などのように、形式的な要件（株主数、時価総額、少数特定者持株比率など）によって、上場廃止が判断されるケースが対象となる。つまり、形式的な要件に該当するか否かを【確認中】だという訳である。

「監理銘柄」指定（旧「監理ポスト」割当）された銘柄の上場廃止が確定した場合、その銘柄は「整理銘柄」指定（旧「整理ポスト」割当）が行われる。

「整理銘柄」指定（旧「整理ポスト」割当）が行われた銘柄は、原則として1ヶ月間取引が継続された後（つまり、取引所での最後の換金機会が確保された後）、上場廃止となり取引所での取引対象から外される。

逆に、「監理銘柄」に指定された（旧「監理ポスト」に割り当てられた）銘柄について、上場廃止のおそれが解消されたと判断された場合には、「監理銘柄」指定（旧「監理ポスト」割当）が解除され通常の状態に戻る事となる。

旧「監理ポスト」に割当中の銘柄の取扱い

東証は、今回の呼称変更に伴い2008年1月11日時点で旧「監理ポスト」に割り当てられていた12銘柄³のうち、三洋電機とIHIについては「監理銘柄【審査中】」に、それ以外の10銘柄については「監理銘柄【確認中】」に変更するとしている。「監理銘柄」への指定年月日は、旧「監理ポスト」の割当年月日そのまま引き継がれている。

なお、同日時点での旧「整理ポスト」は「該当なし」のため、呼称変更が問題となる銘柄はない。今後、新たに上場廃止が確定した銘柄から「整理銘柄」指定が行われることになるものと考えられる。

³ 具体的な銘柄名は、東証のウェブサイト(http://www.tse.or.jp/news/200801/080111_c.html)に掲載されている。なお、直近の監理銘柄・整理銘柄指定状況についても東証はウェブサイト(<http://www.tse.or.jp/listing/kanri/shosai.html>)で公表している。